補足説明書

市立東大阪医療センター 外来中待合壁・扉他修繕

1. 作業時間に於ける条件

◇ 作業時間は、平日は原則外来診療時間後17時から翌朝5時までとし、土日祝においては、午前8時30分から翌月曜日の朝5時までまたは祝日明けの日の朝5時までの作業とする。

なお、本修繕エリアにおいては、別案件の作業も同時期に行うことから、作業実施 については、円滑なスケジュールとなるように事前に協議し、それぞれの作業に支障 をきたさないように調整すること。

その他状況に応じて地方独立行政法人市立東大阪医療センター(以下「医療センター」という。)と協議すること。

本修繕における担当部署:事務局契約会計課

◇ 特殊作業の作業時間について

- ・大型機械等の騒音・振動作業:土・祝日の9時00分から18時00分 ※ 上記時間を原則とし、状況に応じて医療センターと協議すること。
- ・給水・給湯管の切替(断水)・停電等作業:事前(14日前目安)に施工計画書で承認を受け、極力短時間とする。大規模な停電については、事前に十分検討を行ない、期間に余裕を持って計画の承認を受けること。

2. 修繕期間での遵守事項

◇ 基本事項

- ・医療センター関係者とコミュニケーションを取り、受注者独断で作業を行なうこと は厳禁とする。
- ・医療センター内での全作業は、定例会議にて工程表・作業計画書により担当部署の 了解を得ること。
- ・騒音・振動作業、臭気等が発生する作業は事前に医療センターの許可を得ること。
- ・火気使用(サンダー含む)をする場合は、事前に火気使用届を防災センターに提出すること。
- ・作業員は医療センター指定の腕章を着用すること。(作業前に警備員室で貸し出し、 作業後に返却のこと)
- 作業員への新規入場者教育を行い、注意事項を周知徹底させること。
- ・作業に変更が生じる場合、事前に担当部署に報告すること。
- ・作業中止の要請時は速やかに作業を中止し、担当部署の指示に従うこと。
- ・事故発生時には直ちに作業を中止し、担当部署に連絡すること。
- ・事故後は再発防止協議会を実施し、担当部署に報告すること。なお作業の再開は医療センター関係者全員の許可を得てからとする。
- ・土日祝日及び早朝夜間作業において、何らかの支障があった場合は、医療センター

内の防災センターに連絡をすること。その後、指示に従い是正処置を行うこと。

◇ 搬入・作業通路

- ・関係車両は構内徐行すること。
- ・資材搬入等は土日祝を原則とし、医療センターの許可を得たうえで行うこと。
- ・第三者の安全通路を確保すること。
- ・必要に応じ、経路上の養生を行うこと。
- ・関係車輌の駐車場所、台数は医療センターの指示に従うこと。
- ・搬入経路は、事前に医療センターの承諾を得た上で、作業計画書を提出すること。

◇ 仮設関係

- ・資材置場は、構内の指定された場所とすること。
- ・床・壁・天井及び什器・備品に必要に応じ、養生を行うこと。

◇ 仮設電源・設備関係

- ・仮設電源は、医療センターより電源を支給する。その場合は、必要に応じ、医療センター指定分電盤の空回路に工事用ブレーカーを設置等すること。上記回路の場合も漏電防止のため、必ず漏電遮断ブレーカーを介して電動工具を使用すること。
- ・着工前に仮設電気計画を作成すること。医療センターの電源を使用の場合は、所定の 許容量を超えないように計画すること。
- ・医療センター指定コンセントを使用する場合は、事前に使用回路を調査し、重要回路 に接続していない事を確認すること。また電動工具との間に必ず漏電遮断ブレーカー を設置し、漏電を防止すること。
- ・医療センター設備(機器・配管・配線を含む)の取り扱いは有資格者のみとし、事前 に担当部署の許可を得ること。

◇ 仮設における費用負担について

- ・仮設電源に係る費用は受注者負担とする。医療センターの電源を支給する場合は原則 として病院負担とする。
- ・工事用給排水に係る上下水道料金は基本的に医療センター負担とする。但し、仮設事 務所用給排水や、大量に給排水を行う場合は別途協議とする。

◇ 禁止事項

- ・医療センター敷地内での喫煙 (駐車場等含む)
- ・修繕範囲外への無断立入り
- ・指定トイレ以外の使用
- ・大きな声での談笑
- ・廊下に複数名が横に並んで歩くこと

3. その他

◇ 共通事項

- ① 修繕費内訳書の作成について
 - ・仕様書等に記載の性能を満たせること、かつ本修繕を完了させるにあたって必要な 事項等を盛り込むことを前提条件とした修繕費内訳書の作成・提出を行うこと。
 - ・修繕費内訳書は、仕様書等交付時に参考として交付する修繕費内訳書(金抜き設計書)をもとに作成すること。また、福利厚生費を盛り込むこと。
- ② 修繕費内訳書(金抜き設計書)について
 - ・修繕費内訳書(金抜き設計書)に記載の数量等は、あくまでも参考数量を記載した ものであるため、作業時に数量等が変更になった場合は、医療センターと協議の上 決定する。

◇ 特定建設資材廃棄物の処分

修繕費内訳書の作成において、特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び木材)の処分費の項目を設け、予定の処分先、運搬距離及び運搬車両の大きさを考慮し計上すること。なお、修繕実績による運搬費及び処分費の設計変更は行なわない。

以 上